

められる特別遵守事項として、当該被害者への接触を禁止するなどの事項を設定していることに加えて、性犯罪者など、特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することについての特別遵守事項を設定し、これを守るよう指導監督している。また、事案に応じて、慰謝の措置や被害弁償に努めることなどの生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行（平成19年12月）後は、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見などを踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号89】

ウ 法務省において、保護観察対象者に対しては、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。

- 〈1〉 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- 〈2〉 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。
- 〈3〉 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、

謝罪、被害弁償などの責任があることを自覚させる。

- 〈4〉 具体的なしよく罪計画を策定させる。

【施策番号90】

エ 文部科学省において、児童虐待の防止にも資する取組として、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会の提供などの家庭教育を支援する活動を推進しており、家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」（平成24年3月）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm）を教育委員会等の関係機関に周知するなど、これらの取組の活性化を促している。

家庭教育支援チーム「たちばな子育て応援隊」による親交流事業



提供：文部科学省

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号91】

ア 警察において、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者支援に関する必要な知識について教育しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対して、犯罪被害

者支援や被害者カウンセリング技術など、個別の犯罪被害者支援に関する教育、研修の機会を設けている。

特に、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者・遺族等による講演会や支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と造詣が深い警

察官や部外有識者による講演会の実施、犯罪被害者支援担当者による体験記の配布などを実施している。また、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育の充実を図っている。

【施策番号92】

イ 法務省において、矯正施設・更生保護官署における研修の充実を図っている（P67【施策番号140】参照）。

法務省・検察庁において、検察幹部が参加する各種会議や研修の機会に犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応に努めるよう指示しているほか、検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者支援団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修（P46【施策番号56】参照）や、被害者支援員に対し、犯罪被害者等に関する諸問題についての講義などの研修を実施するなどして（平成24年度は、被害者支援員53名に対して実施）、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号93】

ウ 上記【施策番号92】参照

【施策番号94】

エ 法務省・検察庁において、検察官などの研修の機会に、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点などを熟知した専門家を講師とする講義を実施し、児童や女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実に努めており、平成24年度は新任検事73名及び任官後おおむね3年前後の検事114名に対する、「児童・女性への配慮」の講義等を実施した。

【施策番号95】

オ 法務省・検察庁において、副検事を含む検察官などに対する研修では、交通事故の留意点などを熟知した専門家などによる講

義を行うとともに、交通事故の被害者・被害者遺族の立場などへの理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマとした講義科目を設け、交通事故に関する講義の充実を図っており、平成24年度は副検事117名に対する「被害者支援」の講義等を実施した。

【施策番号96】

カ 「PTSD 対策専門研修会」については、P41【施策番号35】参照

また、厚生労働科学研究では、平成17年度から「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、平成23年度からは、「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行い、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン」を作成した。

「思春期精神保健対策専門研修」については、P43【施策番号44】参照

【施策番号97】

キ 看護教育においては、今般、「看護教育の内容と方法に関する検討会」において、保健師及び助産師の基礎教育の内容の見直しを行い、卒業時の到達目標として性犯罪等の予防と被害相談者への対応と支援についての項目を設定し、強化を図ったところである。

【施策番号98】

ク 厚生労働省において、犯罪被害者等への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠となる守秘義務の遵守等の知識と技術を修得するための研修を実施する都道府県などに対する支援を行っている。さらに、民生委員の全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」では、民生委員に対する研修カリキュラム体系の見直しや各種研修会で資料を配布するなど、研修内容の整備及び広報と理解促進を行っている。

【施策番号99】

厚生労働省において、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研修会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るほか、配偶者からの暴力被害者や人身取引の被害者等を保護する公的シェルターである、各都道府県に設置された婦人相談所において、適切な対応を確実にするための職員に関する研修を、毎年、厚生労働省の主催において行うとともに、各都道府県において実施する専門研修や啓発にかかる費用を補助している。

また、犯罪被害者等の治療、保護などを行う施設の職員などの研修の充実を図る方向での検討を実施している。

さらに、児童相談所職員などへの研修の支援を行っており、都道府県において、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体などで配偶者からの暴力被害者などの支援を行う職員を対象に、専門研修を実施している。

- 海上保安庁において、基本的人権を尊重した適正な職務執行ができるようにするため、海上保安学校などにおいて、犯罪被害者等の人権に関する教育を行っている。

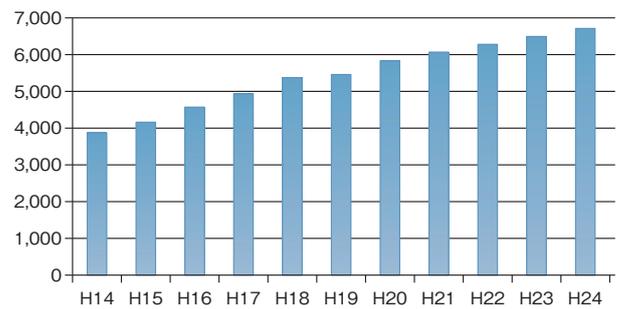
(2) 女性警察官の配置等

【施策番号100】

警察において、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官によって対応する必要があることなどから、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成24年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取などを行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官など

性犯罪指定捜査員等の推移



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人数	3,872	4,162	4,572	4,933	5,369	5,459	5,832	6,069	6,280	6,494	6,712

提供：警察庁

は、全国の都道府県警察において6,712名である。

また、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置を図ることなどにより、性犯罪捜査に関する指導体制の拡充を行っており、平成24年4月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は297名、うち女性警察官は147名である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替えなどをまとめた性犯罪捜査証拠採取セットを平成24年4月現在、全国で2,898セット保有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を平成24年4月現在、全国で1,915体整備している。

このほか、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の積極的な活用や、事件発生時における迅速・適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断などを行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を受けるための連携の強化などを図り、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

- 海上保安庁においても、性犯罪などに係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行っている。

(3) ビデオリンク等の措置の適切な運用
【施策番号101】

刑事訴訟に関して、法務省において、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンクなどの制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修などの様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している（P64【施策番号117】参照）。

平成24年1月から同年12月までの間に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は121人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,757人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は288人であった。

民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることが認められた（平成20年4月1日施行）。

平成24年1月から同年12月までの民事訴訟における付添回数14回、遮へい回数134回、ビデオリンク回数13回である（いずれも証人尋問及び当事者尋問の数値である）。

ビデオリンク方式

性犯罪の被害者の方などが、関係者の全員そろった法廷で証言することに大きな精神的負担を受けようとする場合、このような負担を軽減するため、証人に別室で居座っていただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行うという証人尋問の方法です。



提供：法務省

証人の保護等の状況

年次	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成20年	86	1,007	202
平成21年	79	1,094	235
平成22年	102	1,295	261
平成23年	136	1,317	242
平成24年	121	1,757	288

(注)
 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。

提供：法務省

民事訴訟に関して、平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「民事訴訟法」が一部改正され、

(4) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号102】

警察において、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全国の全ての警察署に「被害者用事情聴取室」を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番などに立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事